

## 学科の在り方及び地域社会や高等教育機関等との連携の在り方について これまでの議論を踏まえた更なる制度設計の検討のための論点

### 【論点1. スクール・ポリシーに関する更なる論点】

#### (1)これまでの議論を踏まえた論点

- 各学校においては、高校教育の入学から卒業までの教育活動を一貫性・体系性ある中長期的な方針の下で構築し、PDCAサイクルを確立させていくことが必要であることを踏まえ、「スクール・ポリシー」と総称される3つのポリシーを策定することが必要。
- 「スクール・ポリシー」と総称される「3つのポリシー」の策定にあたっては、各学校が育成を目指す資質・能力を「卒業の認定に関する方針(仮称)」に反映させた上で、「教育課程の編成及び実施に関する方針(仮称)」を一貫性あるものとして策定し、「入学者の受入れに関する方針(仮称)」についても整合性あるものとして策定することが求められているのではないか。

#### ■スクール・ミッションとスクール・ポリシーの策定にあたっての更なる論点

##### (1)スクール・ポリシーの基本的な考え方について

スクール・ポリシーと総称される3つのポリシーについて、これまでの議論を踏まえ、基本的な考え方をまとめると、以下のように整理されるのではないかと。

- ①「卒業の認定に関する方針(グラデュエーション・ポリシー)」(仮称)は、各学校のスクール・ミッション等に基づき、どのような力を身に付けた者に課程の修了を認定するのかを定める基本的な方針であり、各学校が育成を目指す資質・能力を反映させるものとなるもの。
- ②「教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)」(仮称)は、グラデュエーション・ポリシー達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針となるもの。
- ③「入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)」(仮称)は、各学校のスクール・ミッションや、グラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのような生徒を受け入れるのかを示す基本的な方針となるもの。

##### (2)スクール・ミッションとスクール・ポリシーの策定にあたっての具体的論点

- ・ スクール・ミッションとスクール・ポリシーの策定単位は、どのような単位で策定することが望ましいと考えるのか。学校全体を単位として策定することが望ましいと考えるのか、全日制・定時制・通信制の課程ごとに、また、学科ごとに策定することが望ましいと考えるのか。学校全体と課程・学科単位を組み合わせることも考えられるのではないかと。スクール・ポリシーについては、ポリシーごとに策定単位が異なることは容認されるのか。

- ・ スクール・ミッションとスクール・ポリシーを策定する場合の年限を、どのように考えるのか。年限を設ける場合、何年程度が望ましいと考えるのか。学校教育の入学から卒業までの教育活動を一貫性・体系性ある中長期的な方針の下で構築するという趣旨を踏まえると、一定の中長期の年限を期間とすることが必要ではないか。  
※設置者が策定する各種計画（公立学校の場合は教育振興基本計画等）との関係をどのように考えるのか。
- ・ 各学校が教育活動を展開する際には、策定したスクール・ポリシーに基づき、教職員が一丸となって授業改善に向けたPDCAサイクルを主体的に機能させることが重要であると考えられるが、各学校において、どのような取組を行うことが効果的と考えるか。その際、各学校においてはどのような組織体制を構築することが望ましいと考えるか。また、設置者はどのような役割を果たすべきと考えるか。
- ・ スクール・ポリシーを実効あるものとし、各学校が主体的に取組を進めるために、どのような方策を講じることが必要か。「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から、スクール・ポリシーの策定や運用にあたり、学校は社会とどのように関わるべきと考えるか。

なお、(1)の基本的な考え方を含め、上記の取組については、各地域や学校の実情に応じた取組が必要であると考えられることから、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに関する各論点については、各設置者においてその名称や具体的な方針を検討し、効果的な運用を図っていくことが必要ではないか。

(参考) 大学教育における3つのポリシーの策定

大学教育においては、平成29年4月から、全ての大学等において、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表することとされている

(参考) 高校改革におけるPDCAサイクルの推進例

高知県教育委員会では、学力向上に向けた学習支援のため、県教育委員会に国語、数学、英語、地理歴史の指導主事と授業改善アドバイザーを配置し、県立高校に対して各教科年間5～8回の学校訪問を行い、授業参観・協議を通じた指導・助言を実施、教科会による改善策を検討し、教員全体に共有。また、校長OBによる学校経営アドバイザーを配置し、全県立高校の管理職を対象に、各校の学校経営計画に基づく取組に対し、指導・助言を実施（学校訪問を年間4回実施）

(令和元年10月15日 第4回会議 高知県教育委員会ヒアリング資料より)

## 【論点2. 高等学校の学科(特に普通科)の在り方に関する更なる論点】

### (1)これまでの議論を踏まえた論点

- 普通科をめぐる課題として、普通科が目指すべき姿が必ずしも明らかではなく、文系・理系の類型に分かれた教育を実施する一方で、生徒の興味・関心・能力等を踏まえた学びの提供という点に課題。
- 普通科高校の特色化・魅力化を図る際には、普通科に多様性・バリエーションを持たせることが必要ではないか。子供たちに多くの選択肢を付与することや複数の学問領域にわたる学びを提供することで、興味・関心が多様化している高校生が各々の将来の方向性を見つけることにつながるのではないか。その際、例えば、地域課題等を教育活動の中で取り扱うなど、実社会や実生活との関わりから探究的な学びを進めていくことや、STEAM 教育をはじめとした教科等横断的な視点での学びが重要になってくるのではないか。
- 一方で、中学生段階で全ての生徒が自己の将来を決定できるのかという点は課題であり、高校入学後の様々な教育活動を通じて、自己の将来像を形成していく生徒も多いのではないか。また、高校入学後に進路変更を希望する生徒に対する仕組みも必要ではないか。なお、今回の検討の前提として、我が国の高等学校制度は単線型であることに留意が必要ではないか。

### (2)高等学校の学科の在り方に関するこれまでの経緯

- 高等学校の学科については、昭和 23 年に新制高等学校が発足した際に定められた高等学校設置基準の中で、「普通教育を主とする学科」及び「専門教育を主とする学科」とすることとされ、前者については普通科とすること、後者については、職業に関する各学科及びその他の各学科とし、職業に関する学科については、いわゆる小学科が設けられた。
- その後、平成 6 年に「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」として総合学科が新たに設けられ、また、専門教育を主とする学科については、地域の実態等に応じた適切な対応を可能とするため、平成 16 年の高等学校設置基準の改正により、学科の種類が弾力化・大綱化が行われるとともに、理数、体育、国際関係等の新たな種類の学科が示された。
- また、生徒の幅広いニーズに応える多様な履修形態を可能とするため、学年による教育課程の区分を設けない単位制高等学校が設けられ、昭和 63 年度から定時制・通信制課程において導入され、平成 5 年度から全日制課程においても設置が可能となっている。

■「普通教育を主とする学科」の在り方に関する更なる論点

- ① 高等学校における普通教育の役割は、今後とも重要なものであると考えられる。その上で、普通教育を主とする学科を置く各高等学校において、スクール・ミッションを踏まえ、特色・魅力ある教育活動を実現し、その発信を促す点から、普通教育を主とする学科の種類について、弾力化・大綱化を図るとともに、普通科に加えて、現在の高校教育に関する課題を踏まえた新たな学科の種類を設けることを検討してはどうか。例えば、
- ・ SDGsの実現など Society5.0における現代的な諸課題への対応や、STEAM教育による教科等横断的な学びの重視
  - ・ 地域社会が抱える課題の解決を図り、地域や社会の将来を担う人材育成への対応
- を図ることに重点を置き、特色・魅力ある教育を実現する学科を、各設置者の判断で設置できるようにすること、また、この他にも、普通教育として求められる教育内容を実現すると認められる学科を、設置者の判断により設置できるようにすることも考えられるのではないか。これにより、現行の普通科教育について、我が国の高校教育制度を前提としつつも、多様性を持たせ、高校生に多くの選択肢を付与することになるのではないか。
- ② その際、地域や社会の将来を担う人材育成を図る学科を設置する際には、地域が抱える課題等をテーマとした探究的な学びを3年間系統的に実施することや、地元自治体や企業等と「コンソーシアム」を構築すること、高校と地域をつなぐコーディネーター的人材を配置することなどを要件とすることを考えてはどうか。また、現代的諸課題に対応した学科を設置する際には、従来の普通科が一般的に設けている文系・理系の類型ではなく、当該課題に対応した領域横断的な類型による教育を系統的に実施することを要件とすることを考えてはどうか。
- ③ こういった学科を設置する場合には、専門学科や総合学科との役割の分担が課題となり、特に、職業学科以外の専門学科である理数、外国語、国際関係及びその他学科(「探究科」など)との役割分担が課題となる。これらの専門学科は、普通教育を主としつつも、学問の高度化や専門化を踏まえ、より高度で専門的な内容を取り扱うものと整理されているが、仮に普通教育を主とする学科の種類を弾力化・大綱化することとする場合には、これらの専門学科や総合学科が担う役割・将来的な姿はどのようなものとするか。
- ④ 単位制高等学校については、公立についてはすべての都道府県に設置され、多様な生徒に対し広く高校教育の機会の確保を図っているところであるが、一部の学校においては、学年による教育課程の区分を設けているかのような取組を行っている事例もあり、単位制高等学校の趣旨や意義を改めて確認する必要があるのではないか。

(参考1) 普通科、専門学科及び総合学科の制度上の主な違い

- ・ 専門学科は「専門教育を主とする学科」と定義され（高等学校設置基準）、専門教科・科目の履修について、全ての生徒に履修させる単位数は25単位を下らないこと等が定められている（高等学校学習指導要領）
- ・ 総合学科は「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」と定義され（高等学校設置基準）、「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させること、単位制による課程を原則として、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が主体的に選択履修できるようにすること等が定められている（高等学校学習指導要領）
- ・ 普通科は「普通教育を主とする学科」と定義され（高等学校設置基準）、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目の修得単位数は20単位を超えることができないこと等が定められている（高等学校学習指導要領）
- ・ 平成16年の改正以前の高等学校設置基準では、学科の種類ごとに、校地、運動場、校舎その他の面積に関する基準が定められ、また、専門教育に必要な施設の基準も定められていたが、現在は大綱化・弾力化されている。

(参考2) 普通科における文系・理系の類型について

- ・ 多くの普通科高校においては、入学年次で共通の教科・科目を履修させ、2年次以降に数種類の科目の望ましい配列をいくつか設け、そのいずれかを生徒に選択させる教育課程の類型を設けているが、多くの生徒がいわゆる文系・理系の類型に分かれ、2年次以降特定の教科について十分に学習しない傾向があると指摘されている（高等学校学習指導要領解説総則編）。

(参考3) 高等学校設置基準（抄）

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科

- 五 家庭に関する学科
  - 六 看護に関する学科
  - 七 情報に関する学科
  - 八 福祉に関する学科
  - 九 理数に関する学科
  - 十 体育に関する学科
  - 十一 音楽に関する学科
  - 十二 美術に関する学科
  - 十三 外国語に関する学科
  - 十四 国際関係に関する学科
  - 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科
- 3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

(参考4) 高等学校における普通教育と専門教育の法令上の定義

学校教育法では、高等学校は「高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とされており、重点の置き方はともかくとして普通教育と専門教育の両者を施すこととされている。ここでいう普通教育とは「一般的にすべての人間にとって日常の生活を営む上で共同的に必要とされる一般的、基礎的な知識技能を施し、人間として調和のとれた育成を目指す教育」と解されており、専門教育とは、「専門的な知識及び技能を修得させる教育」と解されている。高等学校学習指導要領において専門教育に関する教科・科目が規定されているが、法制定時と比較すると、専門教育科目の内容自体が変化してきており、理数や英語なども専門教育に関する科目に属するものとされ、普通教育に関する科目も、学問の高度化や専門化に伴って、相当専門的な科目の教育となっている。これらのことから、専門教育とは、普通教育に関する教科・科目のうち、高度な内容のものを履修することも含まれると解されるようになっている(鈴木勲編著『逐条学校教育法 第七次改訂版』学陽書房、平成21年)。

(参考5) 「コンソーシアム」について

「高校と地域をつなぐ人材の在り方に関する研究会」(座長：小田切徳美 委員)では、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に運用し、「社会に開かれた教育課程の実現」と「学校を核とした地域創生」の好循環の基盤となる協働の組織体制(地域高校魅力化コンソーシアム)の構築について議論を行った。この中で、コンソーシアムは、合意形成と協働活動を一体的かつ安定的・計画的・持続的に進めるようにするための構成員・規約・予算等を有する組織と議論されており、将来の姿として、関係人口や産業界等との協働活動によるファンドライズ(自主財源確保)の仕組みの構築も描かれている。なお、高校と地域をつなぐためには、高校から地域に働きかけるコーディネート機能と、地域住民との関係を築きながら地域と高校をつなぐコーディネート機能が必要であることも指摘されている。

(参考6) 単位制高等学校に関する規定について

○学校教育法施行規則（抄）

第百三条 高等学校においては、第百四条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによる。

○単位制高等学校教育規程

（趣旨）

第一条 この省令は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百三条第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程（以下「単位制による課程」という。）に関し、同令の特例その他必要な事項を定めるものとする。